

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所に関する三重県医療計画への記載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、診療所の開設者又は開設予定者（以下「開設者等」という。）からの申出に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所（以下「特例適用診療所」という。）として医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4の規定に基づく三重県保健医療計画（以下「保健医療計画」という。）に記載する際の手続き等に関し、法、医療法施行令（昭和23政令第326号）、医療法施行規則及び病院の開設等に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象診療所)

第2条 特例適用診療所として医療計画に記載する診療所は次のとおりとする。

- 一 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- 二 へき地に設置される診療所
- 三 小児医療の推進に必要な診療所
- 四 周産期医療の推進に必要な診療所
- 五 上記に定めるもののほか、地域において良質かつ適切な医療を提供するために特に必要な診療所

(記載手続き等)

第3条 特例適用診療所の医療計画への記載は、事務取扱要綱第4条第2項の規定に基づく、診療所の開設者又は開設予定者（以下「開設者等」という。）からの申出により行うものとする。

- 2 前項の申出は、別紙様式「特例適用による診療所の一般病床の設置又は増床に係る事前協議書」（以下「事前協議書」という。）を、当該申出に係る診療の所在地を所管する保健所長を経由して健康福祉部医療対策局長に提出して行うものとする。
- 3 知事は、第1項の申出があった場合、三重県医療審議会（以下「審議会」という。）

の意見を聴いて、医療計画への記載の可否を判断するものとする。ただし、審議会が、審議会への意見の聴取に代えて、審議会が定める適合基準への審査を知事に委任した場合は、この限りではない。

- 4 知事は、特例適用診療所として医療計画への記載又は不記載を決定した場合、その旨を当該診療所の開設者等および当該診療所への所在地を所管する保健所長へ通知するものとする。
- 5 知事は、特例適用診療所として医療計画への記載を決定した診療所について、前条に掲げる区分ごとに当該診療所の名称、所在地、開設者、管理者、その他の必要事項（以下「名称等」という。）を医療計画に記載するものとする。この場合において、医療計画への特例適用診療所の名称等の記載は、三重県ホームページ（以下「ホームページ」という。）に記載することをもって行うこととする。

（変更等）

第4条 特例適用診療所として医療計画に記載を決定された診療所の開設者等は、医療計画への特例適用診療所としての記載を申し出た際の内容に変更があった場合、当該診療所の所在地を所管する保健所長を経由の上、知事にその内容を申し出るものとする。

- 2 前項の申出は、事前協議書の様式を準用するものとする。この場合において、当該申出書欄外に「変更」と明記するとともに、当初の記載内容に変更のない事項に関する添付書類は、省略可能とする。
- 3 知事は、第1項の申出があった場合、第3条に規定する手続きにより、医療計画への特例適用診療所としての記載を継続することの可否を判断するものとする。
- 4 知事は、前項の判断の結果を当該診療所の開設者等及び当該診療所の所在地を所管する保健所長へ通知するとともに、ホームページにおける当該診療所の名称等の記載について、必要に応じて変更又は削除を行うものとする。

（削除等）

第5条 特例適用診療所として医療計画への記載を決定された診療所が廃止又は開設者が自然人には死亡、開設者が法人にあっては消滅若しくは解散した場合、当該診療所の開設者への権利を引き継ぐ者又は解散に係る処理を行う者は、当該診

療所を所管する保健所長を経由の上、知事に対して、当該記載の削除を申出るものとする。

- 2 知事は、特例適用診療所として医療計画への記載を決定した診療所について、医療計画への記載理由が消滅した場合又は当該診療所の開設等若しくは前項に規定する者から記載の削除申出があった場合、審議会の意見を聴いて、医療計画からの当該診療所名称等の削除を決定するものとする。ただし、審議会が、審議会への意見聴取に代えて、審議会が定める削除又は取消に係る基準への審査を知事に委任した場合は、この限りではない。
- 3 知事は、特例適用診療所としての医療計画からの名称等を削除した場合、当該診療所の開設者等および当該診療所の所在地を所管する保健所長へ通知するものとする。ただし、前2項の規定に基づく申出があった場合は、当該診療所の開設者等あての通知は省略するものとする。

(報告)

第6条 特例適用診療所として医療計画に記載された診療所の開設者等は、毎年4月に別表に定める事項を知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告の内容について、直近の審議会及び当該診療所が存在する構想区域の地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）に報告するとともに、必要に応じてその取扱いに関し、調整会議の意見を聴取するものとする。

(記載内容の適正化)

第7条 知事は、前条に規定する意見聴取の結果を踏まえ、施行規則第1条の14第7項第1号から第3号に係る要件に著しく適しないと判断した場合は、診療所の開設者等に対し、医療計画に記載を決定された内容に即した運営又は第5条に定める記載の削除の申出を行うことを求めるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、医療計画への特例適用診療所の記載に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	報告事項	報告書様式
第2条第1号 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所	1年以内に提出した東海北陸厚生局長あて在宅療養支援診療所に係る報告書（平成28年3月4日付け保医発0304第2号厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官通知「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添2様式第11の3）の写し 当該特例病床の利用状況	第1号様式
第2条第2号 へき地に設置される診療所	当該特例病床の利用状況	第2号様式
第2条第3号 小児医療の推進に必要な診療所	当該特例病床の利用状況	第3号様式
第2条第4号 周産期医療の推進に必要な診療所	当該特例病床の利用状況	第4号様式
第2条第5号 上記に定めるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所	医療審議会において個別に定める	第5号様式

